

官報

号外 昭和三十三年三月七日

○第二十六回 衆議院會議録第十六号

昭和三十三年三月七日(木曜日)

昭和三十三年三月七日

午後一時 本会議

●本日の會議に付した案件

坂本泰良君の故議員大藤唯男君に
対する追悼演説

寛政対策審議会委員任命につき国
会法第三十九条但書の規定によ

り議決を求めるの件

租税特別措置法案(内閣提出)の趣
旨説明及びこれに対する質疑

午後一時十三分開議

○議長(森谷秀次君) これより會議を
開きます。

○議長(森谷秀次君) 御報告いたすこ
とがあります。議員大藤唯男君は去る

二月二十日逝去されました。まこと
に痛惜哀悼の至りにたえません。大藤

君に対する弔詞は議長においてすでに
贈呈いたしました。

この際、弔意を表するため、坂本泰
良君から發言を求められております。

これを許します。坂本泰良君。

〔坂本泰良君登壇〕

○坂本泰良君 ただいま議長から御報
告のありました通り、本院議員從二位

勲一等大藤唯男君は、去る十日、郷里
熊本において、君が郷土のため建設さ

れた由緒深い大藤文化会館における講
演の途上、病のため倒れ、去る二十日

逝去いたしましたのであります。まこと
に哀悼の至りにたえません。私は、こ

こに、諸君の御同意を得て、議員一同

を代表し、つつしんで追悼の言葉を申
し述べる機会を得ましたことは、君

を、郷党の先輩として、また近來まれ
に見る大政治家として、敬慕している

私にとりましては、まことに光榮に存
ずる次第であります。(拍手)

君は、明治二十二年七月、熊本県玉
名市大字梅林に生まれられました。幼

少より聡明利発でありまして、文字通
りの神童といわれました。小学校時代

は、すでに、教師にも解けなかつた数
学問題を解いたという逸話が、今に至

るまで残っておるのであります。熊本
中学から第五高等学校に学ばれ、さら

に進んで東京帝国大学に学び、大正三

年同大学法学部政治科を卒業、高等試

験行政科試験に合格、直ちに内務省に

入り、山梨、山形、神奈川県等の地方

警視を経て、大正九年内務事務官とな

られました。

そのころ、旧熊本藩主細川邸におけ

る宴会で、偶然にも郷土の先輩である

清浦奎吾伯にその才能を認められ、そ

の知遇を得て、大正十三年清浦内閣成
るや、総理大臣秘書官に任ぜられたの
であります。

その年の五月、郷里熊本より推され

て第十五回の総選挙に出馬し、若冠三

十四才にして本院議員に當選されたの
であります。その後引き続き當選する

こと十回、在職年限は実に二十六年一

カ月の長きに及んでおるのでありま

す。昨年一月には、永年在職議員とし

て、本院において榮譽ある表彰を受け

られたのであります。

その間、濱口内閣の文部参事官とな

り、また、若くして民政党の幹事長た

ること前後三回、また、党の総務とし

て、よく若槻総裁、町田総裁を助け

て、困難なる党務の運営に敏腕をふる

われたのであります。

昭和十八年には東條内閣の國務大臣

となり、閣僚中ただ一人の政界人とし

て、孤立無援の中に、よく民主政治の

ために努力をいたされたのでありま

す。当時、東條首相を説いて中野正剛

氏を釈放せしめたことは、今日なお

語り伝えられておる逸話であります。

さらに、東條軍閥内閣は、文部大臣岡

部長景氏をして大学の整備統合案を作

成せしめ、多数の私立大学を専門学校

に格下げせんとする無謀な計画に出た

のであります。これはあたかも秦の始

皇帝の焚書坑儒にも比すべき暴挙であ
りまして、全国の私学側は、学閥の自
由を弾圧するものとして、敢然反対運
動を起したのであります。不肖私も当
時青年教授といたしましてこの運動に
参加しましたが、この運動はついに流
血の惨を見るに至らんとしたのであり
ます。このときに当り、君は、東條内
閣の閣員として、事の重大性を警告し、
東條首相をして閣議をもつてこの案を
中止せしむるに至りました。これがた
めに、私立大学が最高学府として今日
その使命を全うし、学問の自由と私学
振興の基礎を確立した次第でありま
す。(拍手)私立大学の関係者は、なお
今日に至り、君の徳を深く感じておる
次第であります。

戦後は一時期につき、鎌倉に隠棲し
て政治の圏外に立ち、その間広く社会
各層の人士と交わりを結ばれたのであ
ります。

追放解除後、昭和二十七年二月、改
進黨の結成に参画せられ、その総裁に
重光葵君を推戴すべく、その主役を演
じ、ついにこれを実現し、同年十月の
第二十五回総選挙において本院議員に
返り咲かれ、翌二十八年二月には改進黨
党顧問になられたのであります。

昭和三十三年三月七日 衆議院會議録第十六号

充春対策審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めの件 租税特別措置法案についての池田内閣の趣旨説明

一三〇

昭和二十九年には、鳩山、重光の両氏らとともに日本民主党を結成し、その最高委員となり、同年十二月第一次鳩山内閣に国務大臣として入閣し、国家公安委員長となられたのであります。その後引き続き第二次、第三次鳩山内閣に及んでおるのであります。鳩山内閣の総辞職の後には、自由民主党の顧問の重職についておられたのであります。

かくのごとく、君が、多年政界政治家として、戦前戦後を通じてが民主政治、政界政治の発展のため努力いたされました功績は、実に偉大なるものがあるものであります。(拍手)

君の性格は明朗活潑の一語に尽きております。しかも、事に当りては大胆にして細心、その用意周到さに至っては、何人といえども敬服せざるを得ません。加うるに、非常な努力家であり、いかなる細事でも全身全霊を打ち込んで、微に入り細をうがって研究し、万全の策を講ぜられたのであります。君の見通しの正確さは定評があったところであります。これもすべてその用意周到さと異常な努力の結果であります。

君は、はなはだ人情に厚く、よく子弟を訓育せられるとともに、他人のめ

んどりを見られました。いわゆる世話好きであります。戦時中から戦後にかけて、わが国の相模が衰微その極に達し、相模協会が経営困難の苦況に立つたとき、終始これが復活のために努力せられ、現在見るがごとく相模の隆盛を来たしましたことは、君の功績であると言つても過言ではないのであります。(拍手)

君は、また、郷里の玉名市に広大な大蔵文化会館を独力をもって建設し、地方青年会、婦人会、農村問題研究会、農産物品評会などの利用に資し、郷土文化の向上と発展をはかられました。昭和二十九年、この文化会館の落成式に当りまして、君の年来の知己である高浜虚子翁が次のような俳句を寄せているのであります。「一滴の男の涙大蔵」今この句が大蔵文化会館の前の句碑に刻まれています。この一句こそが、まことに君の全貌をほうふつたらしめているのであります。(拍手)

今や戦後の混沌としたわが政治経済がようやく落ちつきを見、これからいよいよ新しい進歩的な政治経済が計画的に綿密に打ち立てられ、国民大衆の向うところを指導誘導すべき重大なる時期に達しておる際に、最も高い知性

と綿密な計画性を有することにおいて保守政界にその人ありといわれている君のごとき政治家を失つたことは、まことに国家の損失と申さねばなりません。(拍手)しかしながら、君が政界にまたその郷土の後進者に残されました遺徳は、必ずや、まかれた大蔵の實のごとく、すくすくと伸びるであります。(拍手)そして、必ずや、今後の憲政の発展のために、ま地方文化興隆のために、偉大なる収穫を見ることとあります。(拍手)

いささか生前の事績を回顧し、その功績をたたえ、その人となりをしるべし、つつしんで追悼の言葉といたす次第でございます。(拍手)

充春対策審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めの件

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、その通り決しました。

租税特別措置法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(金谷秀次君) この際、租税特別措置法案の趣旨の説明を求めます。大蔵大臣池田勇人君。

〔国務大臣池田勇人君登壇〕

○国務大臣(池田勇人君) 租税特別措置法案について、その趣旨を御説明いたします。

現在の税制では、貯蓄の奨励、内部留保の充実、輸出の振興、設備近代化の促進等、各種の政策的配慮に基いて種々の特例が設けられているのであります。その多くは租税特別措置法に規定されているのであります。これらの特別措置は、そのときそのときの経済事情等に応じて創設されたものであります。最近におけるわが国経済の発展には目ざましいものがあり、制度創設当時とはかなり情勢が変化しているものであります。これらの特別措置を最近の経済情勢に照らして全面的に再検討する必要があると認められるのであります。現在、これら特別措置は主要なもののみで約三十項目に及

び、これによる租税の減収額は一千億円をこえると思込まれるのであります。一般納税者が重い租税を負担していることを考えあわせ、現在の経済情勢から見て必要性の乏しくなった特別は、これを整理縮小する方針をとると同時に、反面、貯蓄の奨励、輸出の振興、設備の近代化等、今日重要な経済施策につきましましては、積極的にその内容の充実をはかることといたしました。

法案の内容について申し上げます。第一に、貯蓄の奨励のために、今後二年間長期預貯金等の利子所得を非課税とし、配当所得に対する源泉徴収税率の軽減の措置をなお継続することといたしております。すなわち、利子所得非課税の現行措置は、本年三月末をもってその適用期限が終了することになっております。ありますが、一年以上の長期預貯金等については、なお二年間その利子所得に所得税を課さないこととし、その他の利子所得につきましても、百分の十の税率により、他の所得と分離して課税することとしております。また、配当所得に対する源泉徴収税率も、今後二年間現行通り百分の十の軽減税率を適用することとしております。別途御審議を

願っております。所得税法の一部を改正する法律案における生命保険料控除の引き上げと相俟って、今後貯蓄が順調に伸張し、安定した経済発展の裏づけとなることが期待されるのであります。

第二に、輸出を振興するために、現行の輸出所得の特別控除の制度につきまして、その適用期限を昭和三十四年末まで二年間延長し、プラントの範囲を拡大する等の改正を行うこととしております。

第三に、設備の合理化、近代化を促進するため、現在の特別償却制度の範囲を拡大し、特に鉱業及び造林業につきましては、その特殊性に応じた償却を認めることとしております。

一方、増資新株の配当に対する法人税の免除、増資の登録税の税率の軽減、概算所得控除等の制度はこれを廃止することとし、配当控除の率を、昭和三十年分及び三十一年分の所得税について特に百分の三十に増加する措置を廃止し、別途御審議を願っております。所得税法の一部を改正する法律案により、配当控除の率は、課税所得一千万円までの配当所得については百分の二十、一千万円をこえる課税所得に該当する配当所得につきましては百分

の十とすることとしております。

また、価格変動準備金につきましては、その毎期の繰り入れ限度額を二割引き下げるとともに、欠損を生じてまでも積み立てをすることができないこととしたし、いわゆる交際費課税制度につきましても若干制度の強化を行なうて、なお二年間これを存続することとしたとしております。

以上のほか、航空機乗客に対する通行税の軽減措置を一年間延長し、協同組合課税を適正化し、外航船旅客の消費する酒類に対しては酒税を免除する等、制度の整備合理化を行うほか、法文の全体をわかりやすく書き改めることとしたしてあるのであります。

以上申し上げました措置による増収は、所得税法、法人税法等に規定されておる租税上の各種特別措置の改正によるものと合せて、初年度約二百億円、平年度約三百五十五億円見込まれるのであります。

以上が租税特別措置法案の趣旨でございます。(拍手)

租税特別措置法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(金谷秀次君) ただいまの趣旨

の説明に対し、質疑の通告があり、これを許します。平岡忠次郎君。

「平岡忠次郎君登壇」

○平岡忠次郎君 ただいま上程となりました租税特別措置法案につきまして、私は、日本社会党を代表して、租税公平の原則の観点から、政府の所見をたださんとするものであります。(拍手)

現行税法は幾多の不均衡、不公平があることは、国民のあまねく知るところであります。その中で最も負担の公平を阻害しているものは租税の特別措置であります。勤労大衆も、農民も、はたまた中小企業者も、税負担の重圧を訴え、なぜ特別措置を整理しないのか、そうすれば少しはわれわれの暮らしも楽になるはずだと呼び続けてきました。また、学者も、税について意見を求められるときは、必ず特別措置の不公平に言及せざる者はなかったものであります。

そもそも、これらの措置が急激に拡大せられたのは、かの吉田内閣の時代、政府と大企業なれ合いの露骨な補助金政策が馬脚を現わし、ようやく大衆の批判に抗し切れなくなったときに始まったのであります。(拍手)正確に言えば、朝鮮事変終了後、資本の蓄積、輸出振興等の美名のもとに増加拡大を見たものであります。そのいき

さつは、おおむね次のごとくでございます。

シャープ勧告に基いて、昭和二十五年、法人税は税率三五%と定められた。ところが、その年の七月朝鮮事変が起り、大特需を招来し、このブームを吸収する意味で、特需に關係のなかった中小法人も同様に、法人税率は二十六年に一律に四二%に引き上げられ、それが遠因となって、今日のような不公平な負担關係を作り上げていくのであります。すなわち、法人税の引き上げは、朝鮮事変という一時的現象を事由として行われたが、二十八年に朝鮮に平和が立ち返り、特需景気が後退した後も、中小法人の怨嗟をよそに、四力年にわたってその高率四二%を持続して、昨年やっと四〇%に引き下げられたものの、その間、資本の蓄積、輸出振興の旗じるしを振りかざす大企業の減税要求に対しては、そのつど、準備金、引当金特別償却等による個別の減税措置に出て、政府は傾斜的にこの要求に応じてきたのであります。いわゆる貸し倒れ準備金、いわゆる重要財産の免税等々、その数は二十指に余るのであります。

これら租税特別措置の創設がいかに租税負担の不公平を来たしているかを、試みに大企業別の実行税率をもつて示すならば、昭和三十年度の実績において、都市銀行の平均で二二・八%、バルブにおいて二二・六、肥料において二一・七、貿易商社において一九・二、鉄鋼において一七・六、保険において一六・〇、電力会社に至っては一〇・四%、以上の七グループの平均を見ても、わずか一八・五%の法人税しか実質上払っていないのであります。大企業はかくのごとき低率課税の恩典を享受し、額に汗する中小企業者、勤労大衆を眼下に見下す牢固たる特権的基盤を築き上げ、今や神武景気を謳歌しておるのであります。何たる租税制度上の不公平さである懸隔でございます。(拍手)

他方、これに並行して、金持ち階級のために、一連の特別減税の個人関係の法律も公然と作られてきたのであります。いわゆる利子所得の非課税、いわゆる配当所得課税の特例など八件、法人関係、個人関係両者合せて、おおむね三十件、その恩典免稅總額を最小限に見積っても、三十二年度見込み一千五十億円の巨額に達しておること、は、まさに政府が税制調査会答申書資料において示しておる通りでございます。ここに特権階級本位の一連の傾斜

減税措置を非難攻撃する火の手は院の内外に燃え上り、特権階級と結ぶ政府も、少くとも表向きはつておけず、提案をしてきたのが、従来のものを改廃するかのごとく装うこの租税特別措置法案であります。

鬼面人をおどす百七十五ページを数える膨大な法律案ではありませんが、その実体を見ると、改廃による返税、三十二年度においてわずか二百億円、これを平年度化しても三百五十五億円という、過小に失する整理内容を持つにすぎません。しかも、その中で、えりにえつて斧鉞を加えられたのが、農家、商店などにとって七十九億円の痛い増税を意味する概算所得控除の廃止であったり、また、きびしく制約を受けたのが協同組合関係の免税措置であつたりして、まことに大衆に挑戦し、かつは世論をはぐらかすと思われぬ、不誠実そのものの法律案でございます。(拍手)世間体をばかつて、提案理由には、「一般納税者が重い租税を負担していることを考え合せて、これらの特別措置を全面的に再検討する必要がある」と認め、緩急の度合いに応じて、この際これを整理縮小する方針をとる」と述べているのであります。ところが、一言をもってこの法律案を評す

るならば、従来の偏向減税を一そう大企業と金持ち本位に集大成した確認通告書ともいふべきものでござります。(拍手)

そこで、質問の第一点は、現行租税特別措置による三十二年度見込み免税総額一千五百一十億円という基礎数字についてでございます。この数字は、昭和三十一年十二月二十五日付税制調査会の答申書の中に、政府よりの資料として用いられており、税制調査会は、同じ答申書の中で、やはり政府の資料に基いて、三十二年度の自然増収を一十億円としているのであります。政府は、周知の通り、その後自然増収を約二千億円と改訂して、過大にあらずやとの野党の追及に対しては、大蔵大臣は、法人収益の飛躍的増加などから、これを間違いなしと断言いたしているのであります。果してしからば、現行租税特別措置による三十二年度見込み免税総額を一千五百一十億円と算定したままで置くことは過小であつて、一千五百億円程度が特別措置による免税総額の実体でなければならぬはずでございます。(拍手)この免税総額の中から、三十二年度にわずか二百億円だけが改廃措置によつて増徴されるにすぎないというのでしたら、世間を愚弄す

るも一そうはなほだしいと申さなければなりません。こうなると、特別措置の改廃による増徴とは、単なる税法上の増徴であつて、大企業に腹の痛む増徴ではなく、逆に、大企業、特定層に対する恩恵減税の絶対額は、むしろ五百億円程度ふえる計算とならないかどうか。これは、国の財政収入における租税の公平を検討する上からも、前提条件となる大切な事柄ですから、池田大蔵大臣より、この免税見込み総額について明確にお答えを願いたいのであります。(拍手)

質問の第二点は、この特別免税額の全面的取りくずしをもつて、政府の企図する所得税等一千余億円の減税をまかなう原資となすことが、時期的に見ても最も妥当であり、かつ、金額の上でも可能であるのに、あえて水増し自然増収を当て込んで、租税特別措置の改廃による増徴を平年度化してもわずか三百五十億円程度にとどめた理由は、何であるかをお尋ねいたします。特権階級の繁栄の犠牲となつて、四カ年余にわたり不当な重税に耐えてきた一般大衆は、いわゆる神武以来の好景氣を謳歌する一部特権階級のために、租税特別措置のこれ以上の存続を容認してはいないのであります。(拍手)返税わ

ずか三百五十億円とは、勤労国民の期待からはるかにはずれた少額であり、果して政府は整理改廃に真剣に取り組んだのかどうか。

質問の第三点は、租税制度上、例外的時限立法たるべしと通念的に考えられていたこの特別措置が、実は、そのかけ声に似ず、今回改廃規模が予想外に小範囲にとどまり、かつ不徹底そのものであるところから、この偏向減税の大部分が恒久的措置として将来長く残されるのではないかと疑念がここに生ずるのであります。たとえば、利子所得の非課税、配当所得課税の特例等、世界にも類例のない資産所得課税措置が廃止せらるべしと思つたのに、またまた、ぬけぬけと、二カ年間延期ということ、白昼おくめんもなく提案されてきているのであります。産業政策、経済政策等を税法上でカバーすることが例外的に許されるとしても、その総額は、平年度たかだか三百億円程度をもつてとどむべきものと思ふし、しかも、すべてが厳格に三カ年以内の時限立法たるべきことが常識と思ふのに、今回の合理化改廃作業にこの筋が通っていないことは、国民とともに、われわれの不満とするところであり、恩典免税の居すわり気配

について国民の疑惑を払拭するために、大蔵大臣は所見をこの際明らかにせらるる義務があるかと存じます。

質問の第四点は、大蔵大臣がその財政演説の中で言明せられている負担の公平をはかるための整理合理化が、改廃に当たつての根本的指針でなければならぬはずだが、この指針の示す通りに今回の改正が行われたとお考えでありますか。まことに各項目とも疑問だらけでございます。たとえば、不公平きわまりない配当所得の特例は、負担公平の見地に立つては正せられていくかどうか。現在の法人税は、法人擬制説というありがたい説をとっている關係上、配当を受ける個人の所得については、法人の経理段階で源泉課税が一〇％行われることを理由として、配当額の三〇％だけ税額控除を受けることがのできるものであります。従つて、配当所得だけで暮している人は、標準家族、すなわち夫婦子供三人家族で、年百二十二万円まで所得があつても所得税が全然課せられなかったものであります。このゆえに世人から非難を浴びてきたものであります。このたびの関係税法の改正で、この三〇％の控除額を二〇％に下げたので、一見不公平は是正に向つて一歩踏み出されたかに感

じられますが、所得税法の改正によつて大口所得者の所得税が大幅に減るために、前と同じ家族で、逆に配当年収百四十九万円まで課税されないことになったのであります。一方に、額に汗を流して働く勤労者は、同じ標準家族で年収二十七万円を出れば課税されるのに、配当所得者は百四十九万円の不労所得があつても無税だといふ、この矛盾を大蔵大臣はどう説明せられますか。(拍手)

矛盾、矛盾、不公平は他にもあります。すなわち、重要物産の免税についての今回の改廃措置はいかん。重要物産に対する免税は、重要物産に指定された事業の創設ないし増設の場合、それから生ずる収益ないし増加分収益については、三カ年間は法人税も所得税もこれを賦課しないといふものであります。ところが、今回の改廃で、この重要物産のリストから石炭や金属の一部が除かれ、施設関係でも一定の限度が規定されまして、これは政府の大勇断かと思つていたのであります。改正措置法を検討すると、一方において除外したと見せかけながら、他方では特別償却の拡充または全額損金算入という税法の改正で、むしろ今までの措置よりも優遇しているのであります。これ

は三十二年度予算を見ても明確なこととでございます。すなわち、重要物産免稅制度の改正で十四億円の増徴を予定して、これにかわる特別償却の拡充で十五億円の減収を見込んでゐるからでございます。これはまさに減税のたらい回しでございます。政府並びに自民党にとつては、たらい回しはお家芸かもしれませんが、これが税法にまで持ち込まれては、国民は迷惑しごくでございます。(拍手)

これを要するに、今回の改正の実体は、依然として大企業、大法人を利益し、かつ、利子生活者、配当生活者等の不労所得者の擁護をもつて貫かれてゐることを指摘いたさないわけには参りません。大蔵大臣は、これをしも租税上の減免措置の整理合理化による負担の公平化と仰せられますか。改正の実体は、さうなりなうたい文句とは全く関係もないものでございます。今回の改正における特別措置の改廃基準を一体何に求めたのであるかを、この際、この会談を通じて、国民の前に明らかにせられたいのでございます。(拍手)

す。私は、この法律案を不満とする国民大衆の怒りを込めて質問申し上げるのでございます。正に、まともな、その取捨選択の基準の何であるかを、あらためてお答えいただきたいのでございます。(拍手)

最後に、岸内閣総理大臣に御質問申し上げます。今日総理不在は最も遺憾と存じますが、総理に対する質問の御回答は後日機会を見てこの議場において承るべきことを、あらかじめ要求いたします。私が今までの所論を展開して質問いたしました通り、ただいま上程されました租税特別措置法案は、租税負担公平の原則から見ても、かなり疑点があり、かえつて租税特別措置を強化水久化する性質の強いものでございます。この意味から、総理は、内閣の最高責任者として、この租税特別措置法案を再検討し、英断をもつて言葉の真実の意味において整理合理化する意思はないか、法案を撤回する意思がないかどうかについて伺います。一千億減税の裏面に隠れた租税特別措置の永久化は岸内閣の一大汚点となると思ひますので、岸首相の深い反省を求めらるものであります。以上をもつて私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇〕
○国務大臣(池田勇人君) 平岡さんの御質問に對しましてお答えを申し上げます。

まず第一は、臨時税制調査会においては、当初一千億程度の自然増収と考へておつたのが、今回の政府案においては千九百億円になつておる。しかるに、特別措置法の改正によりまする増収が二百億円、あるいは平年度三百五十億円として、税制調査会に説明したのと變りなく、これについては自然増収の事績が見えないではないかとの御質問でございます。御承知の通り、特別措置法によつて軽減してあります法人は、はつきりわかつておりまして、この計算は全体の自然増収といふふうな計算のやり方になしに、個々の会社につきまして最近の事績を調べた結果でございますから、おのずから調査方法が違つておるのでございませう。最近の事情によりまして、個々の会社を調べ上げて積み上げたのでございませう。全体の自然増収とかね合ひものではないと御了承願ひたいと思ひます。

とでございます。これは、臨時税制調査会におきましては、そういう制度は考へていなかったものであります。その事情は、昨年の春から夏にかけましては、かなり金融は緩慢でございまして、しかるに、今は相当逼迫してゐる。日本の再建には長期預貯金を必要とするのが非常に多いのでございませう。私は、この際、日本再建のため、経済拡大のため、いま一応二年間だけ一年以上の長期預貯金について免税することが至当であると考へて、免税措置をとつたのであります。

第二の、今回の措置によりまして、資産所得、特に長期預貯金の利子につきまして二年間の免税をしたといふことは、今の現行税法が、シャープ税制に

よりまして、法人擬制説をかなり強く入れておるのでございますが、今後はこれを徐々に改めまして、そうして、各国並み、あるいは昔の税制に徐々に戻したい、こういう考え方で進んでおるのであります。これも臨時税制調査会の答申よりも私はきつういたしておりました、徐々に今平岡さんのお話になりましたような線に沿っていきたいと考えておるのであります。

その次に、重要物産免税につきまして、片方では重要物産免税措置をやめておる、しこうして、片方では特別償却を拡大しておる、こういうお話でございますが、その通りでございます。重要物産の免税をしまして、そうして、初年度増収になるのは、お話のように、十四億の増収でございます。しかし、平年度の増収は五十八億円になります。そうして、また、特別償却によりまして減税は、お話の通り、初年度十五億円でございまして、平年度は二十五億円でございまして、決してうらはらをなすものではないのでございします。たまたま初年度は数字が合ったというだけで、考え方は別個の考え方でおるのであります。先ほど趣旨説明で申し上げましたこと、ずっと以前からやつておりますこの租税特別措置法

は、一方では租税の公平の原則を守りながら、一方では経済発展のための経済政策を加味してやつておる措置でございます。まして、各国とも、こういう両建のことをやつておるのであります。しかし、趣旨説明で申し上げましたこと、相当重税を課せられておるときでございしますので、できるだけこの免税措置を縮小しようとするのが今回の措置でございます。まだ十分でないところもございしまして、これは経済の変化に応じて、随時これを引き締めていって、公平の原則に返りたいという考えでおるのであります。決して今回の措置は租税特別措置法を永久化するものでなしに、永久化せずに随時に変えていこうという出発点に立っているところの措置であるということ、御了承願いたいと思つております。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 内閣総理大臣はやむなき所用のため出席されておられますので、その答弁は適当な機会に願うことといたします。

これにて質疑は終了いたしました。

○議長(益谷秀次君) 本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十九分散会

出席国務大臣

大蔵大臣 池田 勇人君

出席政府委員

内閣官房長官 石岡 博英君

大蔵省主税局長 原 純夫君

朗読を省略した報告

一、去る二日、内閣から、二月二十二日付をもつて要求した兎春対策審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件は撤回する旨の申出があった。

一、去る二日、内閣から、兎春対策審議会委員に本院議員世耕弘一君及び参議院議員佐野廣君を任命したいので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

一、公正取引委員会事務局長小川清四郎は去る五日転官したので、その政府委員は自然消滅になった。

一、去る五日益谷議長は岸内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

公正取引委員 坂根 哲夫
会事務局長

一、岸内閣総理大臣から益谷議長宛、去る五日議長において承認した坂根哲夫を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨六日益谷議長は岸内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

外務省経済局長 佐藤 健輔
厚生大臣官 牛丸 義留
房総務課長

一、去る五日社会労働委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 吉川 兼光君(理事吉川兼光君去る二月二十一日委員辞任につきその補欠)

一、去る五日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

伊藤卯四郎君 北山 愛郎君
社会労働委員 滝井 義高君
商工委員 片島 港君 佐竹 新市君

運輸委員

田中 武夫君 田原 春次君
池田 禎治君

予算委員

井手 以誠君 小山 亮君
矢尾喜三郎君 吉田 賢一君
決算委員 片島 港君

一、去る五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 田中 武夫君 矢尾喜三郎君

社会労働委員 佐竹 新市君
商工委員 井手 以誠君 滝井 義高君
伊藤卯四郎君

運輸委員 河野 正君 小山 亮君

予算委員 片島 港君 田原 春次君
北山 愛郎君 今澄 勇君
決算委員 細田 綱吉君

一、昨六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 石橋 政嗣君
地方行政委員 田中 稔男君 矢尾喜三郎君

外務委員 久野 忠治君 松岡 松平君
大蔵委員 横路 節雄君 川野 芳満君
中村 寅太郎君

文教委員

濱野 清吾君 赤澤 正道君
社会労働委員 今澄 勇君
農林水産委員 赤澤 正道君 安藤 鶴君

五十嵐吉蔵君 木村 文男君
本名 武君 今松 治郎君
宇都宮健馬君 關谷 勝利君
濱野 清吾君 福田 越夫君

商工委員

川野 芳満君 井手 以誠君

松岡 松平君

運輸委員

今松 治郎君 關谷 勝利君

河野 正君 安藤 覺君

五十嵐吉藏君

建設委員

荻野 豊平君 中村 寅太君

久野 忠治君

予算委員

福田 越夫君 橋本 龍伍君

片島 港君 北山 愛郎君

田原 春次君 木村 文男君

一、昨六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

矢尾喜三郎君

地方行政委員

浅沼稻次郎君

外務委員

北山 愛郎君

大蔵委員

田中 稔男君

文教委員

赤澤 正道君

社会労働委員

瀧野 清吾君

農林水産委員

濱野 清吾君

關谷 勝利君 福田 越夫君

宇都宮徳馬君 安藤 覺君

本名 武君 五十嵐吉藏君

赤澤 正道君 木村 文男君

商工委員

松岡 松平君 片島 港君

川野 芳満君

運輸委員

安藤 覺君 五十嵐吉藏君

池田 頼治君 今松 治郎君

關谷 勝利君

建設委員

橋本 龍伍君 久野 忠治君

中村 寅太君

予算委員

木村 文男君 荻野 豊平君

井手 以誠君 石橋 政嗣君

横路 節雄君 福田 越夫君

一、大蔵委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る五日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案

所得税法の一部を改正する法律

案(内閣提出第二三三号)

法人税法の一部を改正する法律

案(内閣提出第一四四号)

一、意見を聞くこととする問題

所得税法の一部を改正する法律

案及び法人税法の一部を改正する法律案について

右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求め。

昭和三十三年三月五日

大蔵委員長 山本 幸一

衆議院議長益谷秀次殿

一、去る五日内閣から提出した議案は次の通りである。

開拓官農振臨時措置法案

一、去る五日委員会に付託された議案は次の通りである。

開拓官農振臨時措置法案(内閣提出第八三三号)

農林水産委員会 付託

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案(内閣提出第五三三号)

運輸委員会 付託

一、去る五日第二十四回国会において参議院から送付され、第二十四回国会及び第二十五回国会において本院で継続審査をした次の議案を参議院に送付した。

国土開発縦貫自動車道建設法案(第二十二回国会本院提出)

一、去る五日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

外務省設置法の一部を改正する法律案

労働省設置法の一部を改正する法律案

一、昨六日内閣から提出した議案は次の通りである。

土地改良法の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

裁判所法等の一部を改正する法律案

特定多目的ダム法案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

一、昨六日委員会に付託された議案は次の通りである。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八八号)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第九一号)

以上二件 内閣委員会 付託

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八六号)

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八七号)

以上二件 法務委員会 付託

土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二号)

特定多目的ダム法案(内閣提出第九〇号)

建設委員会 付託

農林水産委員会 付託

通信委員会 付託

建設委員会 付託

建設委員会 付託

建設委員会 付託

建設委員会 付託

建設委員会 付託

建設委員会 付託

建設委員会 付託

建設委員会 付託

建設委員会 付託

建設委員会 付託

建設委員会 付託

建設委員会 付託

建設委員会 付託

建設委員会 付託

建設委員会 付託

建設委員会 付託

建設委員会 付託

昭和三十三年三月七日 衆議院會議録第十六号

一三六

明治三十五年
三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(送料共)

発行所
東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段(伊)五二五五(日)根線